

東神楽町の給与・定員管理等について（令和5年度）

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

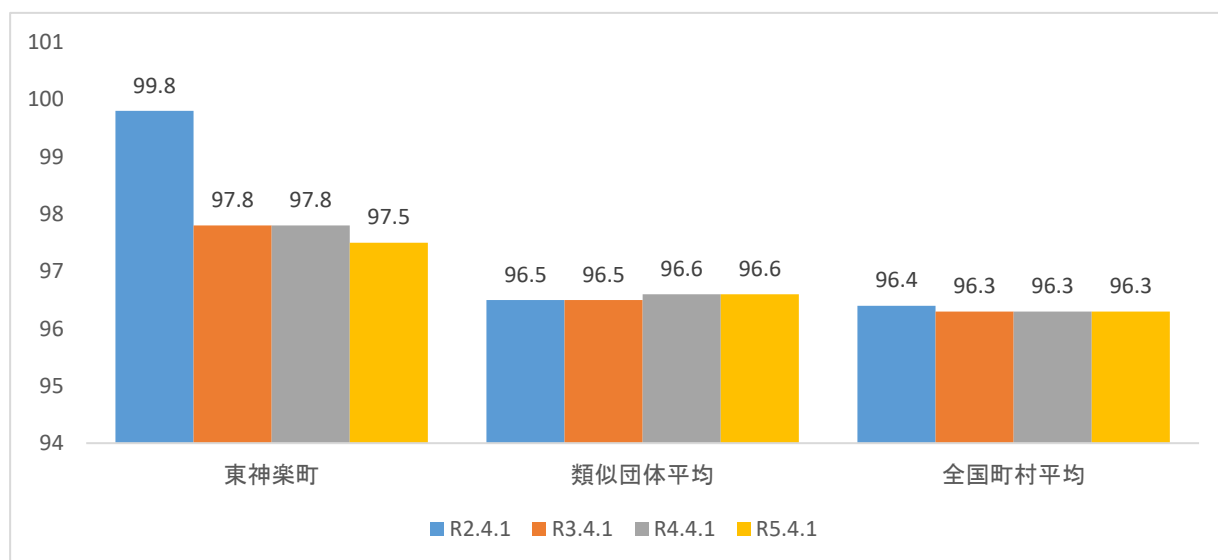
区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
4年度	人 9,945	千円 8,838,520	千円 674,100	千円 1,004,035	% 11.4	% 10.8

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 124	千円 452,150	千円 81,415	千円 184,688	千円 718,253	千円 5,792	千円 5,795

- (注) 1 職員手当には退職手当を含めない。
 2 職員数は令和4年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含まない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与改定の状況

- ①月例給 人事院勧告どおり
- ②特別給 人事院勧告どおり

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的な見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

実施

(実施時期) 令和5年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえて、平均2%引下げ。

(経過措置) 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)実施。

②地域手当の見直し

支給なし

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
東神楽町	43.0歳	321,800 円	372,339 円	360,251 円
北海道	42.8歳	317,306 円	370,001 円	360,085 円
国	42.4歳	322,487 円	—	404,015 円
類似団体	41.6歳	305,574 円	356,814 円	331,124 円

② 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
東神楽町	59.0歳	339,500 円	350,536 円	350,536 円
北海道	56.8歳	310,676 円	338,227 円	332,989 円
国	51.2歳	286,924 円	—	329,178 円
類似団体	50.2歳	290,307 円	314,270 円	300,377 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		東神楽町	北海道	国
一般行政職	大学卒	185,200 円	185,200 円	185,200 円
	高校卒	154,600 円	154,600 円	154,600 円
技能労務職	高校卒	154,600 円	154,600 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		経験年数10～14年	経験年数20～24年	経験年数25～29年	経験年数30～34年
一般行政職	大学卒	283,900 円	353,100 円	389,500 円	398,800 円
	高校卒	238,600 円	319,000 円	370,900 円	391,500 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	364,600 円

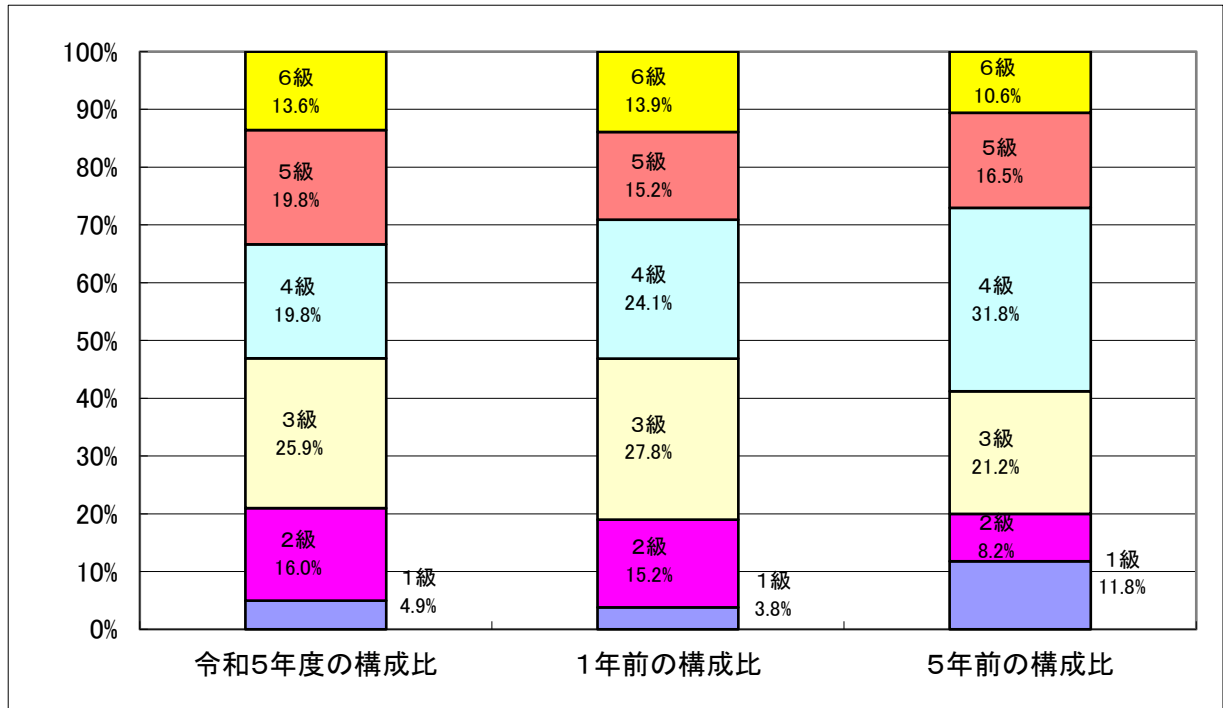
3 一般行政職の級別職員数等の状況(普通会計)

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和5年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事・技師	4 人	4.9 %
2 級	主事・技師	13 人	16.0 %
3 級	主任・主査	21 人	25.9 %
4 級	主査・課長補佐	16 人	19.8 %
5 級	課長補佐・課長等	16 人	19.8 %
6 級	課長補佐・副参事・課長等	11 人	13.6 %

(注) 1 東神楽町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

令和4年4月2日から令和5年4月1日までに おける運用	東神楽町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

東神楽町	北海道	国
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,423 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,627 千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.350) 月分 勤勉手当 2.00 月分 0.950 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.350) 月分 勤勉手当 2.00 月分 0.950 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.350) 月分 勤勉手当 2.00 月分 0.950 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(令和5年4月1日現在)

東神楽町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	

(3) 特殊勤務手当

支給実績(研究手当を除く)		0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(研究手当を除く)		0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(研究手当を除く)		0.0 %
手当の種類(手当数)		4
手当の名称	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫手当	職員が伝染病家等の消毒、指導に従事したとき	1日につき 500円
災害等出動手当	職員が豪雨、火災等異常な自然災害等に出動し応急作業に従事したとき	1日につき 1,000円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人の収容、取扱に従事したとき	1日につき 1,000円
研究手当	国民健康保険診療所医師たる職員が公衆衛生の向上のため必要な研究調査に従事したとき	月額 250,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	25,952 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	282,088 円
支給実績(令和4年度決算)	25,918 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	209,016 円

(5) その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)
扶養手当	配偶者:6,500円 子等:10,000円 特定期間加算:5,000円	同		13,298 千円	107,242 円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員(限度27,000円) 自己の所有に係る住宅に居住している職員で世帯主であるもの(月額7,000円)	異	自己の所有に係る住宅 月額 7,000円	12,179 千円	98,218 円
通勤手当	交通機関利用者:運賃等相当額支給 自動車等利用者:片道2km以上で距離により支給	同		3,187 千円	25,702 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 給料月額8%~10%	異	国では、管理又は監督の地位にある官職の区分に応じた固定額を支給	- 千円	- 円
寒冷地手当	11月から3月に区分に応じて次の額を支給 ・世帯主 扶養親族あり 26,380円 扶養親族なし 14,580円 ・その他 10,340円	同		11,427 千円	92,153 円

5 特別職の報酬等の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		給料月額等	
給料	町 長 副 町 長	700,000 円 590,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額
			855,000 円/ 680,000 円/
報酬	議 長	249,000 円	408,000 円/ 218,000 円
	副 議 長	195,000 円	340,000 円/ 174,000 円
	議 員	168,000 円	320,000 円/ 156,000 円
期末手当	市 区 町 村 長	(令和5年度支給割合)	
	副 町 長	4.50 月分	
退職手当	議 長	(令和5年度支給割合)	
	副 議 長 議 員	4.50 月分	
退職手当	(算定方式)		(1期の手当額) (支給時期)
	町 長	給料月額×支給割合×在職年数	14,352 千円 任期毎に支給
	副 町 長	給料月額×支給割合×在職年数	7,632 千円 任期毎に支給

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

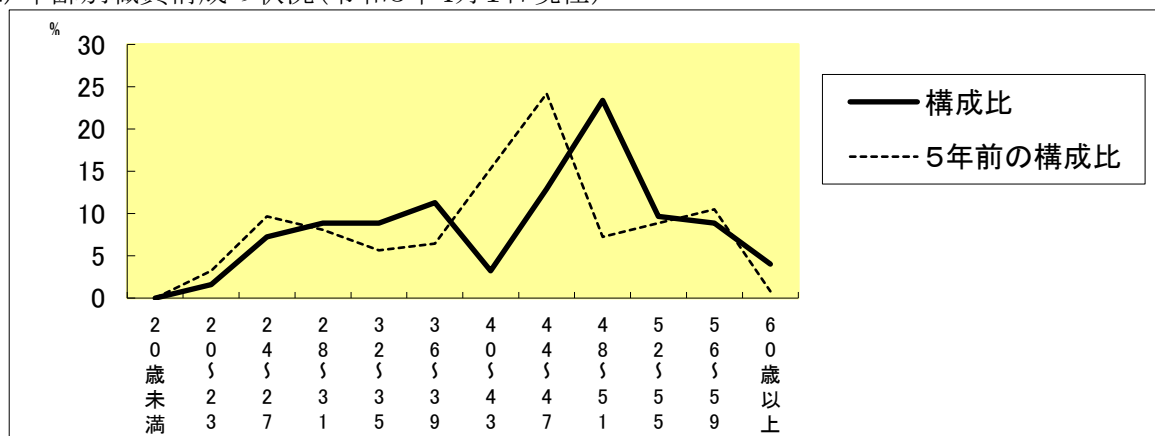
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況(各年4月1日)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和4年	令和5年			
普通会計	一般行政	議会	2	2	0	事務事業の見直し
		総務	23	25	2	
		税務	10	9	△1	
		民生	29	34	5	
		衛生	15	12	△3	
		農林水産	11	10	△1	
		商工	3	4	1	
		土木	9	8	△1	
	小計	102	104	2	(参考) 人口1万人当たり職員数 88.53 人 〈類似団体の人口1万人あたり職員数 87.57 人〉	
	教育	14	13	△1	事務事業の見直し	
小計	116	117	1	(参考) 人口1万人当たり職員数 106.92 人 〈類似団体の人口1万人あたり職員数 105.76 人〉		
公営企業等会計	水道	2	2	0		
	下水道	2	2	0		
	その他	3	3	0		
	小計	7	7	0		
合計		123	124	1	(参考) 人口1万人当たり職員数 113.92 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和5年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳)	24歳)	28歳)	32歳)	36歳)	40歳)	44歳)	48歳)	52歳)	56歳)	60歳以上	計
職員数	0人	2人	9人	11人	11人	14人	4人	16人	29人	12人	11人	5人	124人

(3) 職員数の推移

部門	年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		97	100	101	104	102	104	—
教育部門		20	17	19	18	14	13	70.0%
消防								
普通会計		117	117	120	122	116	117	100.0%
公営企業等会計		7	7	7	7	7	7	100.0%
総合計		124	124	127	129	123	124	100.0%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
4年度	千円 175,742	千円 23,376	千円 13,538	% 7.7	% 8.6

	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり 給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計(B)	
4年度	人 2	千円 8,598	千円 2,536	千円 2,404	千円 13,538	千円 6,769

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は令和4年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和5年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
東神楽町	43.0 歳	321,800 円	482,697 円
団体平均	45.5 歳	335,492 円	501,390 円
水道事業	44.5 歳	357,300 円	564,083 円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

東神楽町		水道事業	
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,753 千円		1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,202 千円	
(令和4年度支給割合)		(令和4年度支給割合)	
期末手当 2.40 月分 (1.350) 月分	勤勉手当 2.00 月分 0.950 月分	期末手当 2.40 月分 (1.350) 月分	勤勉手当 2.00 月分 0.950 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 なし		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 なし	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当

東神楽町			水道事業		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	

ウ 特殊勤務手当

支給実績(研究手当を除く)	0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(研究手当を除く)	0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(研究手当を除く)	0.0 %	
手当の種類(手当数)	4	
手当の名称	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫手当	職員が伝染病家等の消毒、指導に従事したとき	1日につき 500円
災害等出動手当	職員が豪雨、火災等異常な自然災害等に出動し応急作業に従事したとき	1日につき 1,000円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人の収容、取扱に従事したとき	1日につき 1,000円
研究手当	国民健康保険診療所医師たる職員が公衆衛生の向上のため必要な研究調査に従事したとき	月額 250,000円

エ 時間外手当

支給実績(令和3年度決算)	1,014 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	506,977 円
支給実績(令和4年度決算)	967 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	483,731 円

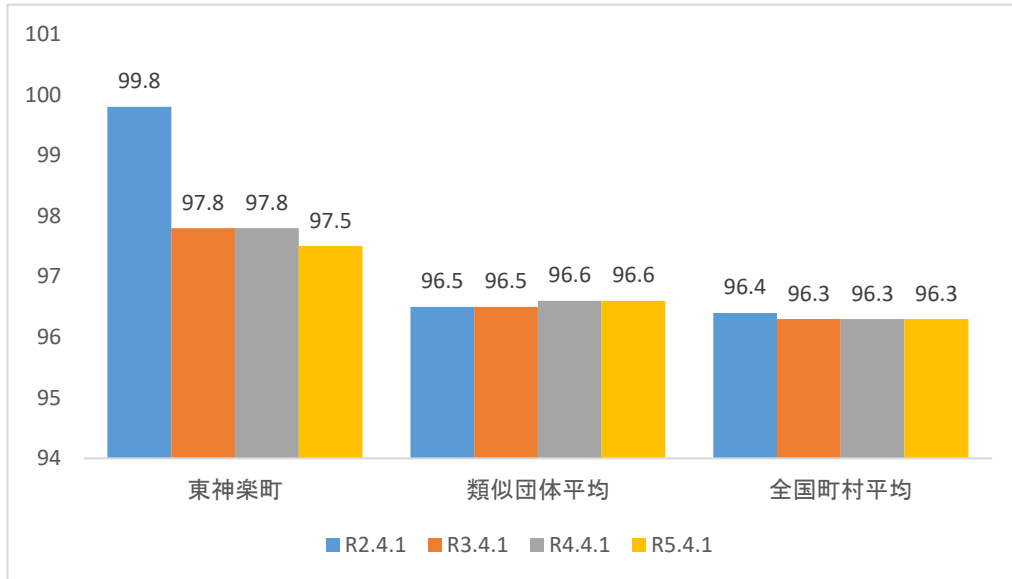
(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和3年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)
扶養手当	配偶者:6,500円 子等:10,000円 特定期間加算:5,000円	同		558 千円	279,000 円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員(限度27,000円) 自己の所有に係る住宅に居住している職員で世帯主であるもの(月額7,000円)	異	自己の所有に係る住宅 月額 7,000円	168 千円	84,000 円
通勤手当	交通機関利用者:運賃等相当額支給 自動車等利用者:片道2km以上で距離により支給	同		9 千円	4,550 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 給料月額8%~10%	異	国では、管理又は監督の地位にある官職の区分に応じた固定額を支給	- 千円	- 円
寒冷地手当	11月から3月に区分に応じて次の額を支給 ・世帯主 扶養親族あり 26,380円 扶養親族なし 14,580円 ・その他 10,340円	同		264 千円	131,900 円

	Ⅲ-2	Ⅲ-2	Ⅲ-2	Ⅲ-2
	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1
東神楽町	99.8	97.8	97.8	97.5
類似団体平均	96.5	96.5	96.6	96.6
全国町村平均	96.4	96.3	96.3	96.3



	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	合計
令和5年の人数	4	13	21	16	16	11			81
令和5年の構成比	4.9%	16.0%	25.9%	19.8%	19.8%	13.6%			100.0%
1年前の人数	3	12	22	19	12	11			79
1年前の構成比	3.8%	15.2%	27.8%	24.1%	15.2%	13.9%			100.0%
5年前の人数	10	7	18	27	14	9			85
5年前の構成比	11.8%	8.2%	21.2%	31.8%	16.5%	10.6%			100.0%

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
令和5年度の構成比	4.9%	16.0%	25.9%	19.8%	19.8%	13.6%		
1年前の構成比	3.8%	15.2%	27.8%	24.1%	15.2%	13.9%		
5年前の構成比	11.8%	8.2%	21.2%	31.8%	16.5%	10.6%		

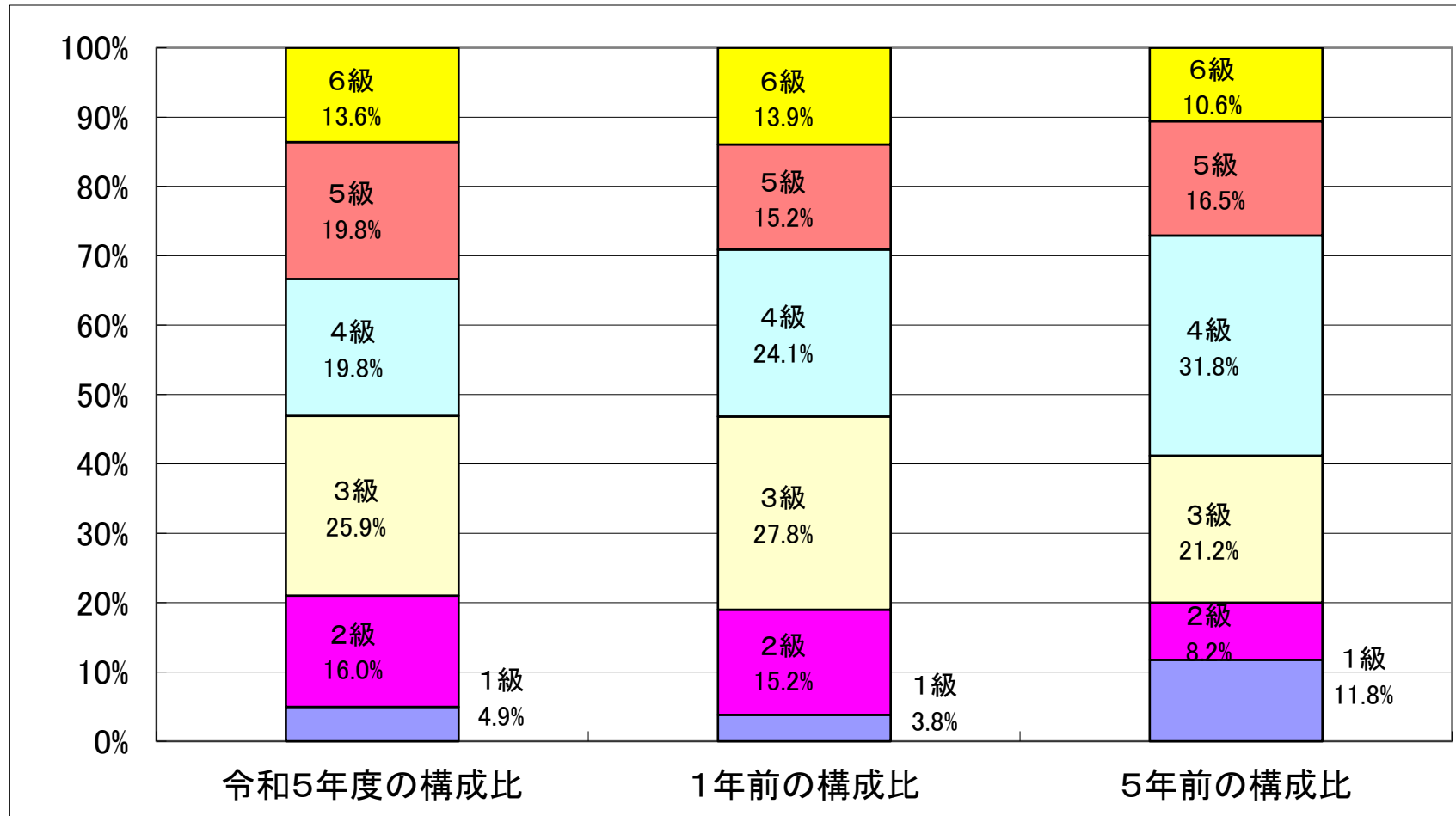
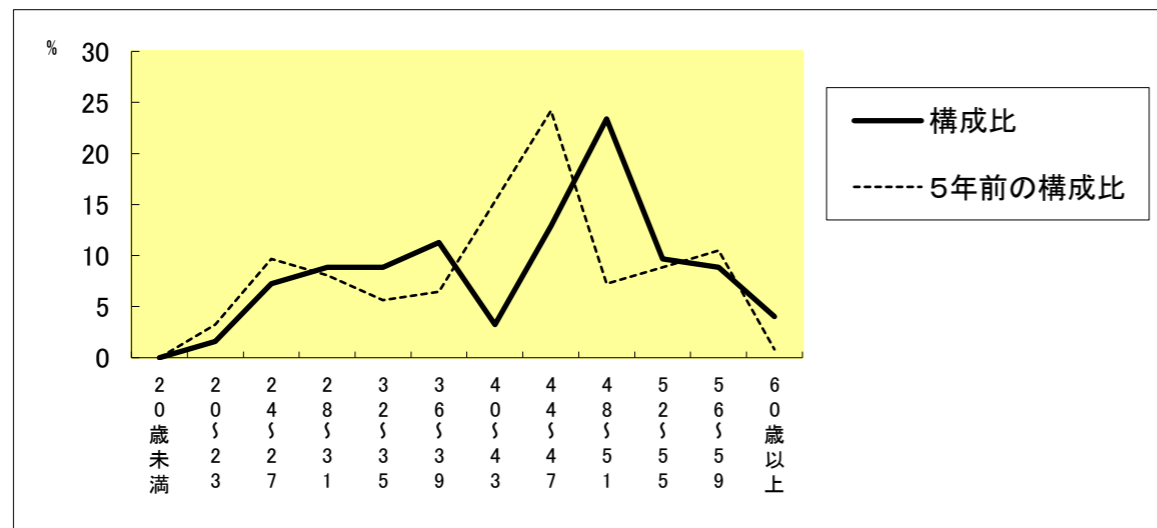


図-5 職種別、年齢別職員構成(全地方公共団体) <グラフデータ>

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
	20歳未満	20~23	24~27	28~31	32~35	36~39	40~43	44~47	48~51	52~55	56~59	60歳以上
構成比	0.0	1.6	7.3	8.9	8.9	11.3	3.2	12.9	23.4	9.7	8.9	4.0
5年前の構成比	0.0	3.2	9.7	8.1	5.6	6.5	15.3	24.2	7.3	8.9	10.5	0.8



	令和5年4月1日		平成30年4月1日	
1	0	0.00	0	0.00
2	2	1.61	4	3.23
3	9	7.26	12	9.68
4	11	8.87	10	8.06
5	11	8.87	7	5.65
6	14	11.29	8	6.45
7	4	3.23	19	15.32
8	16	12.90	30	24.19
9	29	23.39	9	7.26
10	12	9.68	11	8.87
11	11	8.87	13	10.48
12	5	4.03	1	0.81
計	124	100.00	124	100.00